

3. エコポイントの申請方法

住宅の所有者がエコポイント事務局(別途、公募により選定する)に対して、

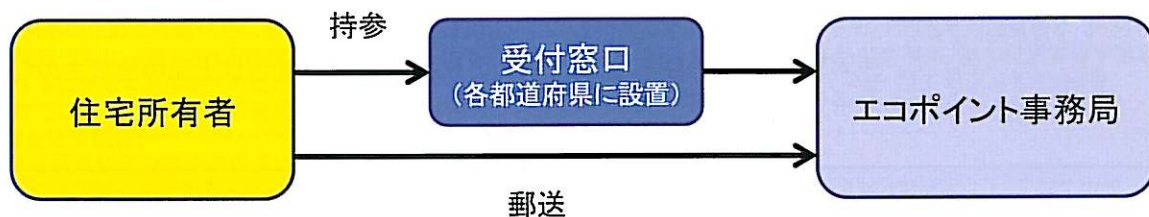
- ・事務局が各都道府県に設けた受付窓口における申請
- ・事務局への郵送による申請

のいずれかの方法により申請。

※ 個人・法人によらず、また、建築主・購入者によらず、申請が可能

※ 新築住宅を対象としてポイント発行申請ができるのは1住戸につき1回のみ

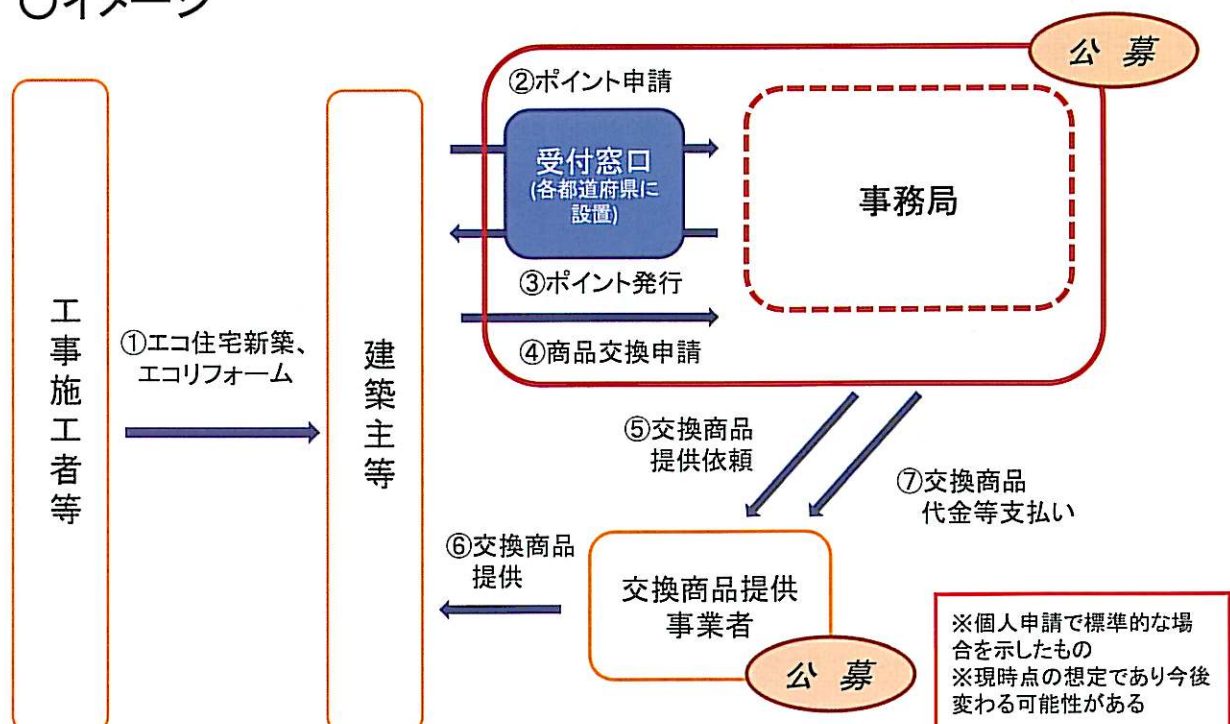
〇イメージ



12

エコポイントの申請・発行、商品交換の流れ

〇イメージ



13